

事業者の皆さまへのお願い

現在、札幌市内では、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数及び入院患者数の急速な増加が見られ、医療提供体制は非常厳しい状況にあります。

北海道では、更なる感染抑止策を講じるため、市内全域の飲食店等に対する営業時間等短縮要請の内容を、強化することを決定しました。対象事業者の皆さまには、大変なご負担をおかけいたしますが、感染拡大防止のため、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※なお、以下の内容は、今後の感染状況等を踏まえた北海道知事の決定により、変更となる可能性があります。変更が生じた際には、随時お知らせいたします。

○協力要請の概要

■変更期間 5月6日(木)から5月11日(火)まで

■対象施設

札幌市内全域の 飲食店、カラオケ店

※酒類提供の有無に関わらず、上記の施設（店舗）のうち、従来から午後8時を超えて営業を行っている施設（店舗）が対象となります。

※店舗内で飲食をする施設（「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得している施設）が対象となります。

■要請内容 下表のとおり変更となります

① 営業時間及び酒類提供時間の短縮

要請内容	変更前	変更後（令和3年5月6日（木）以降）
営業時間	午前5時から午後9時まで	<u>午前5時から午後8時まで</u>
酒類提供時間	午前5時から午後8時まで	<u>午前11時から午後7時まで</u>

② 「業種別ガイドライン」に基づく対策の徹底

○支援金の概要

■支援金額/1店舗1日あたり 下表のとおり変更となります

下表のとおり、企業規模や売上高等に応じて1日当たりの金額が算出されます。

企業規模	変更前	変更後（令和3年5月6日（木）以降）
中小企業	2万5千円から7万5千円 （売上高の3割をもとに計算）	<u>3万円から10万円</u> <u>（売上高の4割をもとに計算）</u>
大企業	20万円 または 前年度もしくは前々年度売上高の3割が上限 （売上高の減少額の4割をもとに計算）	<u>上限20万円</u> <u>（売上高の減少額の4割をもとに計算）</u>

支援金の主な支給要件

原則 4月27日(水)から5月11日(火)までの全期間
において、要請に応じていただくこと

- ※今回の要請内容の変更については、遅くとも5月8日(土)から協力していただくことが必要となります。なお、新たに対象となった施設(例：午後8時30分閉店の飲食店)についても同様となります。
- ※申請の詳細については、後日公表いたします。なお、申請にあたっては、要請に協力いただいたことがわかる書類(写真やHPの写し等)や営業に必要な許可証の写しなどをご提出いただくことを予定しています。

支援金の申請について

要請にご協力いただいた支援金については、下記の予定です。
申請のお忘れがないようご注意ください。

■受付期間(予定)

令和3年5月12日(水)から令和3年6月30日(水)まで

■支援金額(1店舗1日当たり) 下表のとおり変更となります。

企業規模	変更前	変更後(令和3年5月6日(木)以降)
中小企業	2万5千円から7万5千円(売上高の3割をもとに計算)	<u>3万円から10万円</u> <u>(売上高の4割をもとに計算)</u>
大企業	20万円または前年度もしくは前々年度売上高の3割が上限 (売上高の減少額の4割をもとに計算)	<u>20万円が上限</u> <u>(売上高の減少額の4割をもとに計算)</u>

※1日あたりの売上高の計算方法：2019年または2020年の4月から5月の合計売上高÷61日

■申請方法

郵送にて受付予定。詳細は後日、ホームページに掲載するほか、市役所本庁舎1階パンフレットコーナーや各区役所に資料を配布予定です。

【参考】業種別ガイドライン(内閣官房のページ)<https://corona.go.jp/prevention/>

※なお、「業種別ガイドライン」等の遵守が難しい場合は、感染防止の観点から、カラオケ設備のある店舗におかれましてはカラオケ設備の利用をお控えいただきますようご協力をお願いいたします。



○令和3年度感染防止対策協力支援金に関するお問い合わせ

■専用ダイヤル

電話番号 **011-330-8396**

受付時間 **8:45から17:15まで**

(5月31日までは土日祝日も対応。6月1日以降は平日のみ)

■ホームページ

飲食店等に対する営業時間短縮要請について

(<http://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/kansentaisakusienkin.html>)

